

坂出市犯罪被害者等転居費用助成金交付について

●制度の説明	
概 要	殺人や傷害など故意の犯罪行為により、生命、身体に被害を受けた犯罪被害者及び同居のご遺族の方の被害後に直面する経済的な負担を軽減し、居住の安定を図ることができるよう、転居費用助成金を交付します。 ※ 転居費用助成金の交付は、令和7年4月1日以降に発生した犯罪被害に限ります。
対象案件	◇ 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた下記に掲げる罪に該当する犯罪行為による被害であること ・ 殺人罪 ・ 強盗致死傷罪 ・ 不同意わいせつ罪 ・ 略取および誘拐罪 ・ 逮捕および監禁罪 ・ 人身売買罪 ・ 傷害罪（全治1か月以上） ・ 強盗・不同意性交等罪および致死罪 ・ 不同意性交等罪 ・ 不同意わいせつ等致死傷罪 ・ 監護者わいせつ罪・性交等罪 ・ 逮捕等致死傷罪 ・ 傷害致死罪 ◇ 犯罪行為による被害にあった事実が被害届の受理等で確認できること ◇ 犯罪行為による被害を知った日から1年を経過していないこと その他、申請に必要な要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。
内 容	◇ 転居費用助成金（20万円） 被害を受けたときにおいて市内に住所を有する犯罪被害者または同居の遺族であって、従前の住居に居住し続けることが困難となった者に対して、20万円を上限に転居費用助成金を交付します。（同一の事案につき1回） 【対象経費】 （1）運送に要した費用 （2）荷造り等のサービス（運送事業者が行ったものに限る。）に要した費用 ※ 遺族とは、配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあった方等を含みます。）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
対 象 外	◇ 犯罪被害者又は遺族が、他の地方公共団体から同種の給付を受けている場合 ◇ 犯罪被害者又は遺族と加害者との間に親族関係（事実婚を含む）があった場合（原則） ◇ 犯罪被害者又は遺族が犯罪行為を誘発した場合、その他犯罪被害者又は遺族にも、その責めに帰すべき行為があった場合 ◇ 犯罪被害者又は遺族が、暴力団員などである場合 ◇ その他の事情から判断して、助成金を交付することが社会通念上適切でないと認められる場合
受付窓口 （問合せ先）	制度の利用に当たっては、窓口への相談が必要になります。まずは、電話にてお問い合わせください。 坂出市 総務部 危機管理課 安全安心係 （電話）0877-44-5023 平日 午前8時30分～午後5時15分